

小金井市個人情報保護条例改正（案）について

1 個人情報保護制度改正の背景

小金井市は、昭和60年に市長の附属機関として小金井市個人情報保護制度づくり審議会（会長：堀部政男前個人情報保護委員会委員長）を設置し、同審議会における調査審査を受け、国に先立ち昭和63年12月に個人情報保護条例を制定し、翌年10月から施行しています。その後、平成15年に行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律と個人情報の保護に関する法律が制定され、地方自治体は条例で、国等の機関と民間は別々の法律の下、個人情報の取扱いがなされていました。

このような中、個人情報も含めた情報のデジタル化を促進するため、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことにより、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）が改正され、地方公共団体に適用される部分は、令和5年4月1日に施行されることとなりました。これにより、今まで個人情報保護のルールとして各自治体が独自の条例を制定していましたが、個人情報保護法が全国共通ルールとして一律に適用されることとなります。

このため、現行の小金井市個人情報保護条例（以下「条例」という。）について改正後の個人情報保護法（以下「新法」という。）に則した改正をする必要が生じています。

小金井市では今年度から小金井市情報公開・個人情報保護審議会において、デジタル社会の個人情報の利活用を認めつつも、小金井市が長年培ってきた、個人情報保護制度の水準及びその運用の透明性の確保を踏襲するよう審議を重ね、この度、改正条例案を策定しました。

2 条例改正の基本的方向性

- (1) 「個人情報の効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな市民生活の実現に資するもの」という認識に立ちつつ、現行条例の目的にある、「個人情報の適正な取扱いを定めることにより、個人情報を濫用から保護するとともに、自己に関する個人情報の開示請求等の権利を保障し、もつて市民の基本的人権を擁護すること」及び基本理念にある「個人情報を保護することが個人の尊厳の確保を図るために必要不可欠であることを相互に深く認識し、積極的に基本的人権の擁護に努めなければならない。」という考え方は、個人情報保護法にも基本理念として掲げられており、新たな制度の運用においても継承していきます。
- (2) 法を遵守しつつ、新たな制度の下にあっても、市民サービス（開示請求の手数料や決定期

限等)への影響を必要最小限とするよう努めます。

- (3) 個人情報保護法の下、個人情報の取扱いに係る重要な事項については、「小金井市情報公開・個人情報保護審議会」に引き続き諮問し、答申を受けた上で検討を行います。

3 新条例の案と解説

新条例の主要な点について改正条例案を基に解説します。

○新条例案・定義

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

- 2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(解説)

個人情報保護条例の対象を明確にするため市の機関を定義します。個人情報に係る規律の統一という趣旨から、個人情報の定義等は、法に規定されることとなります。なお、基本的な個人情報の定義については、現行条例と新法では大きな差異はありませんが、現行条例と比較した場合、新法では、死者の情報については明確に個人情報保護の対象から除外されるため、死者の情報の取扱いについては別途規則等で定める予定です。

○新条例案・個人情報取扱登録簿の作成及び公表

第3条 市の機関は、法第75条第1項の規定により作成し、公表しなければならないとされている個人情報ファイル簿のほか、市の機関が保有している法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルについて、それぞれ同条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他個人情報の保護に関する法律施行令第21条第6項各号で定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報取扱登録簿」という。）を作成し事務所に備え付けなければならない。

- 2 前項の規定は、法第75条第2項各号に掲げる個人情報ファイル（法第74条第2項第9号に掲げるものを除く。）については、適用しない。

3 市の機関は、第1項に規定する個人情報ファイルの保有を開始しようとするときは、あらかじめ、個人情報取扱登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、また同様とする。

- 4 市の機関は、個人情報取扱登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

5 閲覧の方法は、規則で定める。

(解説)

新法では、個人情報ファイルを「一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」又は「一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの」と定義しています。新法では1,000人を超える個人情報を取り扱う事務については個人情報ファイル簿として備え付けることを義務付けています。届出が必要な個人情報の項目については現行条例と新法の内容では差異はありませんが、現行条例では人数にかかわらず定型化又は簿冊化した個人情報を対象に保有の届出を義務付け公表することになっています。

1,000人未満の個人情報を取り扱う事務についても、個人情報ファイル簿に類するものを条例で定めることにより、市民の目の行き届いた個人情報の管理に努めていきたいと考えます。

また、閲覧の方法については、より市民が確認しやすい方法を市長が定めるものとします。

○新条例案・開示請求に係る手数料

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(解説)

手数料については、現行と変わらないように規定します。

○新条例案・決定期限等

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から7日以内(小金井市の休日を定める条例(平成元年条例第7号)に定める休日(以下「市の休日」という。)を除く。)にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を請求のあった日から30日以内(市の休日を除く。次条において同じ。)に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報に著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(訂正決定等の期限)

第7条 訂正決定等は、訂正請求があった日から20日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第8条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から20日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(解説)

開示に関する決定期限は現行条例と原則変わらないようにしますが、訂正請求及び利用停止請求の決定期限については請求のあった日から起算して20日以内(小金井市の休日を除く。)とすると法律の定める期限を越えてしまうため、請求のあった日から20日以内とし、訂正請求及び利用停止請求については、開示請求に比べ審査に時間を要することも踏まえ、延長期限については30日以内に限り延長することができることとしました。

○新条例案・審議会への諮問等

第9条 市の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、小金井市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問することができる。

2 市の機関は、個人情報の保護に係る施策及び個人情報の取扱いに係る状況について、審議会に報告し、意見を求めることができる。

（解説）

審議会は新条例においても存置します。審議会の構成については、現行条例でも学識経験者を含んでおり、法律の要件である専門的な知見を満たしています。また、現行条例同様、市民公募委員を含めることにより、市民の目による個人情報の透明性ということを維持していきます。

現行条例では、個人情報の目的外利用・外部提供、情報処理システムでの個人情報の処理、オンラインでの個人情報の処理、個人情報を含む委託業務については個別に事前の諮問が必要ですが、新条例ではこれらの諮問はなくなります。代わりに、契約約款、安全管理の方法等の諮問等や個人情報を取り扱う事務に関する報告し意見を求めることにより従前からの個人情報保護のための措置の水準の維持を図ります。

○新条例案・運用状況の公表

第10条 市長は、市の機関における個人情報保護制度の運用状況について、規則の定めるところにより議会に報告するとともに、市民に公表するものとする。

（解説）

現行条例においては、個人情報保護制度の運用状況と市民への公表を行っていますが、新条例においても議会の報告と市民への公表を継続することで、個人情報保護に係る施策の透明性を確保します。

4 法により条例で定めることが許容されているが、定めない事項

(1) 非開示情報

新法と現行条例を比較したところ、開示・非開示の基準に差異が認められないため新条例では定めないこととします。

(2) 条例要配慮個人情報

現在の要配慮個人情報に該当する項目については、現行条例と新法・同施行令の規定は同様であり、独自で項目を追加する予定はありません。なお、令和5年4月1日以降でも、条

例要配慮個人情報を定める必要があると認められる場合は規定を置くことが可能です。

(3) 行政機関等匿名加工情報

保有する個人情報ファイルについて、民間企業等の利用に供するため、その利用に係る提案を定期的に募集し、提案があった場合には、審査の上、基準に適合する場合には、契約を締結し、本人が特定できないように加工した匿名加工情報を提供することになります。

当分の間は、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体等については、提案募集の実施は任意とされています。本制度は、市民の個人情報の利活用に関わる事項であり、慎重な検討を要することから、小金井市では経過措置期間中は導入を見送ります。

5 その他

- ・ 新条例においても、審査請求については、小金井市情報公開・個人情報保護審査会が行います。
- ・ 現行条例の対象となっている議会及び小金井市土地開発公社については新条例では対象外となります。小金井市議会については独自の規程等の策定の検討が必要です。小金井市土地開発公社については民間事業者に準じた取扱いになります。
- ・ 現行条例では、原則本人以外の開示等の請求は認めませんが、厳格な本人確認を行った上、任意代理人にも請求を認めることとなります。